

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 16 日現在

機関番号：32513

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2013

課題番号：24730665

研究課題名(和文) CIE文書に基づく南原繁の戦後教育行政改革構想の実証的研究

研究課題名(英文) A Empirical Study of Shigeru Nambara's Conception of the educational administration in the Post-war Educational Reformation Period on Analysis of CIE Records

研究代表者

岡 敬一郎 (OKA, Keiichiro)

秀明大学・人文社会・教育科学系・准教授

研究者番号：90449968

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,000,000円、(間接経費) 300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、まず、CIE文書の分析から、南原繁が教育委員会法制定の前後にCIE職員と面会していたことを確認した。さらに、南原がその設立に深くかかわった射水郡立農業公民学校に関する資料の分析から、(1)農業公民学校の目的として、教養を身につけるといふ理想を掲げるとともに、農業との結びつきという地域の現実も踏まえていたこと、(2)寄宿舎における自治を重視したこと、(3)様々なアクターとの交渉に積極的に携わったこと、を明らかにした。

研究成果の概要(英文)：In this study, I have confirmed on Analysis of CIE Records that Shigeru Nambara met the staff of CIE before and after the enactment of the board of education law. Moreover, I have investigated the school, what was called "Nogyo Komin gakkou", because Nambara contributed the foundation of the school. I have clarified three things below. The first is that he regarded both to acquire culture and to learn agriculture as the purpose of the school. The second is that he valued self-government of the dormitory. The third is that he negotiated actively with the persons concerned.

研究分野：教育学

科研費の分科・細目：教育学

キーワード：南原繁 教育行政 戦後教育改革 CIE文書

1. 研究開始当初の背景

教育委員会制度は、厳しい批判と見直しの論議にさらされている。規制改革による公共サービスの供給主体の多様化にともなって教育行政の守備範囲が問い直されるとともに、地方分権改革による縦割り行政の規制力の弱まりにともなって教育委員会の「文部省の地方行政機関」としての性格が弱まるなかで、教育行政の専門性や独自性を持つ意味、独立の行政委員会を設けて教育行政を行うことの意味が問われているのである。

縦割り性によって守られてきた地方教育行政の独立性の弱まりは、それを前提に組み立てられてきた教育行政研究の意味自体を問うことになる。日本教育行政学会が、年報フォーラムのテーマを「教育委員会『存続』の意義を問い直す」(2006年)、「教育行政学の固有性を問う」(2007年)、「教育行政と他行政分野の連携と競合」(2008年)と変遷させ、また大会における課題研究のテーマとして「自治体行政の『総合化』と教育行政構造の変容」(2008年)、「教育行政改革のインパクト」(2010年)をとりあげてきたことは、教育行政学研究者の危機感を示すものといえよう。

本研究は、教育行政制度の今日的あり方を歴史的視点から問い直すために、戦後教育行政改革における専門性の論議を取り上げたいと考えている。なぜなら、教育委員会制度は戦後教育行政改革の基本理念である民主化、地方分権化、一般行政からの独立を具体化するものとして導入され、民主性と専門性をその制度原理としていたからである。

従来の教育行政研究は、田中耕太郎を中心に戦後教育行政改革を描いてきた。彼の大学区構想における教育行政の一般行政からの独立と学者・教育者の自主権確保の主張が教育委員会制度に引き継がれた、と考えたからである。しかし、文部省作成の法律案に関する研究からは、田中の構想が教育行政プロパー官僚の支配を志向していたことが指摘されている。そこで応募者は、田中の著書・論文を再検討し、彼の「教育権の独立」論がいわゆる「教師の教育権」の主張の源流をなすとの解釈には限定的な理解が必要であるとの結論を得た。田中において、教育行政の専門性は教育の民主化や地方分権化との接点を持たずに成り立っていたのである。

一方、戦後教育改革期において、田中の構想が文部省による新たな集権化の危険性を持つことを批判し、公選制教育委員会の導入を支持したのが南原繁である。しかし、教育行政研究は南原の所論を積極的には対象としてこなかった。そこで研究代表者は、南原の教育関係の著書・論文のほか、戦後教育改革期に活動した日本側諸機関の記録類を分析することによって、南原の

戦後教育行政改革構想について考察した。南原は、戦前の教育行政を批判し、教育の民主化と地方分権化を達成するために、文部省に対して教育者の自主性の尊重と指揮監督から指導助言、条件整備への性格転換を求めると同時に、教育委員会の設置を求めたのである。

教育委員会制度が民主性と専門性をその制度原理としているならば、南原の所論における教育行政の専門性こそが問われなければならない。しかし、資料面での制約などによって、その作業は限定的にしか実施されていない現状にある。

2. 研究の目的

本研究は、民間情報教育局(CIE)文書の分析を通じて、CIEとの交渉という側面から南原繁の戦後教育行政改革構想について考察する。戦後教育行政改革における教育行政の専門性に関する論議を検討する一環として南原の構想をとりあげることで、教育行政制度の今日的あり方を歴史的視点から問い直すことを目的とする。

南原に関する従来の研究では、彼がいつから教育委員会制度を支持していたのか、この支持を可能にした思想的背景はどのようなものだったのか、またCIEとどのような交渉を行ったのかなどについては、課題として残されたままである。この点に関連して、南原が1946年3月21日に米国教育使節団のG.D.ストッダード団長と行った会談において、教育制度における地方分権の重要性を強調し、文部省の権限を弱め、より地方委員会、より都道府県市町村レベルにすることなどを提唱したと指摘されてはいる。しかし、南原の制度改革構想が明らかにされているわけではなく、さらに言えば、そもそも彼は具体的な構想を有していたのかという疑義さえ生じうる。これらの課題を解明する方法としては、南原の教育以外分野、特に政治学関係の著書・論文の分析、南原の内務省における活動の考察、戦後教育改革期に活動した占領軍側の諸機関の記録類の分析などが考えられる。本研究では、このなかから占領軍側の記録類の一つであるCIE文書を分析することによって、CIEとの交渉という側面から南原の戦後教育行政改革構想について考察する。

3. 研究の方法

以下の二点から研究を進める。

第一に、戦後教育行政改革に関する文献調査である。戦後教育行政改革に関する研究の蓄積を俯瞰し、最新の研究動向を把握すると同時に、占領軍側の記録を用いた研究の手法を習得するため、文献調査を実施する。この調査は、(1)図書を購入、(2)各図書館での資料収集、(3)学会への参加からなる。(1)については、公刊され

ている図書のなかから本研究に関連する文献を購入する。(2)については、国立国会図書館東京本館(東京都千代田区)において本研究に関連する文献を閲覧・複写するほか、国立教育政策研究所教育研究情報センター教育図書館(東京都千代田区)において戦後教育改革に関する資料を収集する。また、南原が東京大学に長く在職したことから、東京大学附属図書館総合図書館(東京都文京区)において、東京大学に関する資料を収集する。さらに国立国会図書館関西館(京都府相楽郡精華町)において、科学研究費補助金による研究の報告書を閲覧・複写する。(3)については、日本教育行政学会、日本教育制度学会、教育史学会などの研究大会において、本研究に関連する研究発表を聴講し、資料を収集する。以上の収集資料を検討して、CIE文書の分析に資する知見を得る。

第二に、CIE文書の分析である。国立国会図書館東京本館において、憲政資料室所蔵「日本占領関係資料」の「民間情報教育局文書」(GHQ/SCAP Records, Civil Information and Education Section (CIE) 資料形態:マイクロフィッシュ、数量:31,052枚、主言語:英語)を閲覧し、本研究に関連する資料を収集・分析する。民間情報教育局(CIE)は、連合軍最高司令官総司令部(GHQ/SCAP)の正式な発足に先立つ1945年9月22日に日本と朝鮮(韓国)の広報、教育、宗教その他の社会学的問題に関する施策について最高司令官に助言するために米太平洋陸軍総司令部(GHQ/USAFAPAC)の専門部(Special Staff Section)として設置され(USAFAPAC一般命令第183号)、同年10月2日にGHQ/SCAPに移管された(SCAP一般命令第4号)。CIEは、教育全般(初・中・高等教育、社会教育)・教育関係者の適格審査・各種メディア(新聞、雑誌、ラジオ)・芸術(映画、演劇)・宗教(神道、仏教、キリスト教、新興宗教)・世論調査・文化財保護など、教育及び文化に関する極めて広範囲にわたる諸改革を指導し、監督した。その後占領行政の進行に伴う数度の組織改編を経て、占領終了の1952年4月28日に廃止された(一般命令第10号)。国立国会図書館は、米国国立公文書館(NARS、1985年以後NARA)でマイクロフィルムに撮影し、作製したマイクロフィッシュを1981~1984、1986及び1992年度に受け入れた。本研究では、米国対日教育使節団に協力すべき日本側教育家委員会の委員長として、また教刷委の副委員長・委員長として、CIEから信頼を得ていたと言われる南原繁に関する記録を、CIE文書から抽出して分析する。特に注目したいと考えているのは、南原自身が教刷委の副委員長・委員長として参加し、文部省やCIEの代表者と直接交渉にあたった「アパー・レヴェ

ルの Steering Committee」に関する記録である。

以上の調査結果に基づき、関連学会において研究成果を発表する。

4. 研究成果

第一に、戦後教育行政改革に関する文献調査である。図書の購入、各図書館における関連文献の閲覧・複写、関連学会における研究発表の聴講などを通じて、資料を収集した。

第二に、CIE文書の分析である。国立国会図書館東京本館憲政資料室所蔵のCIE文書、とくに Conference Report を閲覧し、関連資料を収集・分析した。教育委員会法制定の前後に南原繁がCIE職員と面会していることは確認できたが、教育委員会制度の導入に南原が影響を与えたことを示唆する記述は確認できなかった。

第三に、射水郡立農業公民学校の設立に関する資料の収集・分析である。富山県内の各図書館において関連文献を閲覧・複写し、また富山県立小杉高等学校への訪問調査を実施した。教育委員会制度の創設と関連づけながら、(1)農業公民学校の目的として、教養を身につけるという理想を掲げるとともに、農業との結びつきという地域の現実も踏まえていたこと、(2)寄宿舎における自治を重視したこと、(3)様々なアクターとの交渉に積極的に携わったこと、を明らかにした。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](0件)

[学会発表](計1件)

岡敬一郎

「射水郡長南原繁の教育論の研究」
東北教育学会第71回大会
2014年3月8日
東北大学

[図書](計0件)

[産業財産権]

○出願状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

○取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

岡 敬一郎

(秀明大学・学校教師学部・准教授)

研究者番号：90449968

(2) 研究分担者

なし ()

研究者番号：

(3) 連携研究者

なし ()

研究者番号：